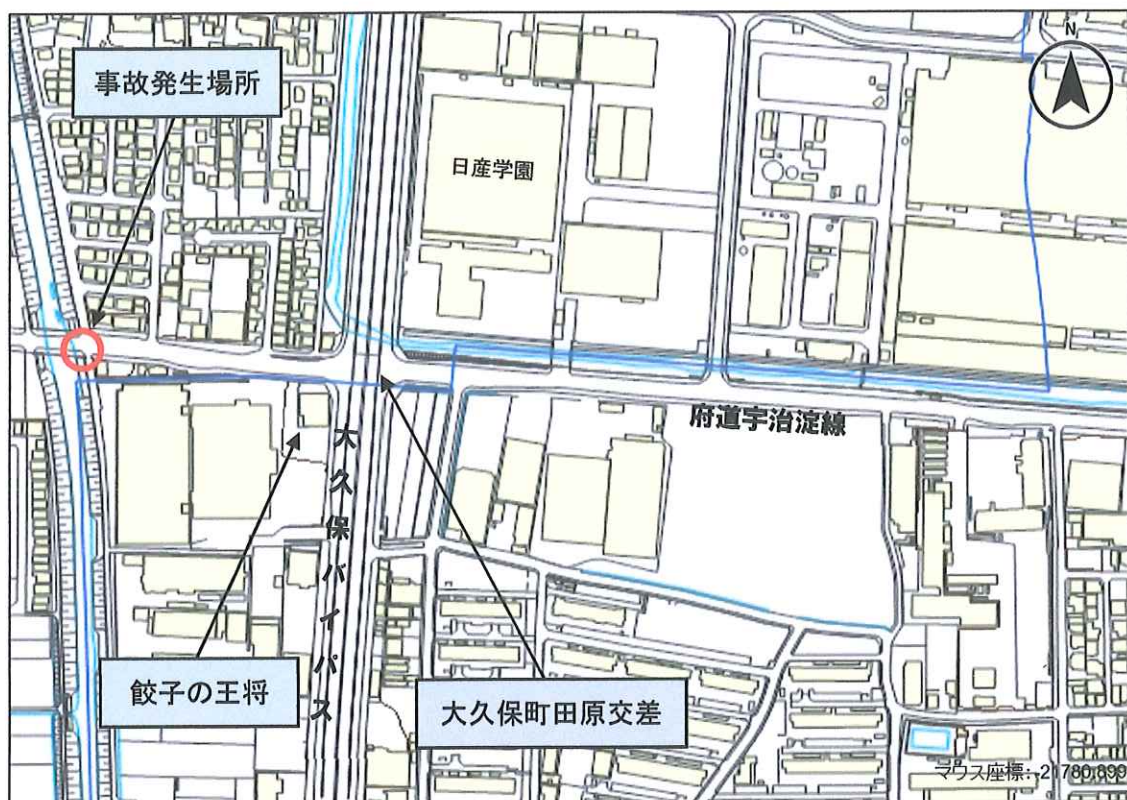


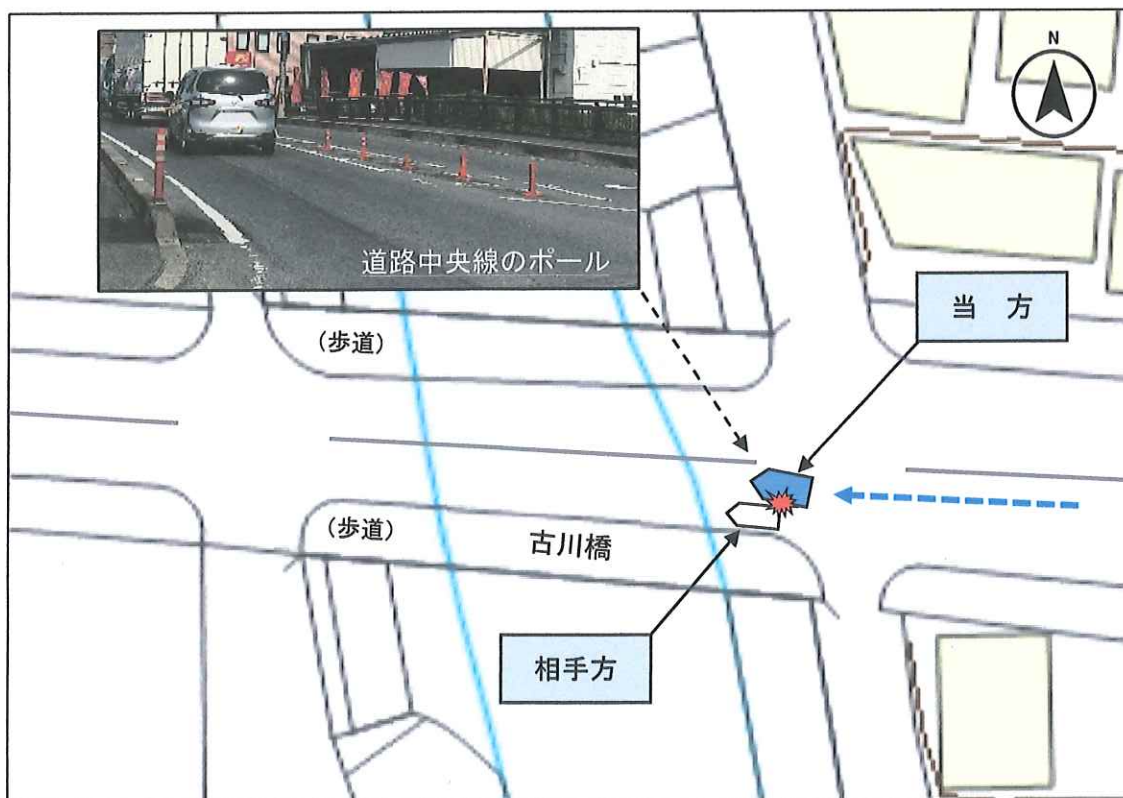
車両事故に係る専決処分の報告について

1. 事故発生日時	令和8年6月16日（火） 午前8時10分頃
2. 事故発生場所	久世郡久御山町林八幡講1番地の4地先 府道宇治淀線 古川橋上
3. 事故の概要	市内で発生した救急事案に出動していた伊勢田救急出張所の救急隊が、収容先の医療機関まで搬送するため府道宇治淀線を西進していたところ、古川橋上において、道路の中央線上に設置されていたポールと、緊急車両に進路を譲るため道路左側に停車していた軽乗用自動車の間を通過する際、救急自動車左側面のスライドドア付近と軽乗用自動車右側面後部のフェンダー付近が接触し、相手側の車両を損傷させた。
4. 損害賠償の相手方	
5. 示談締結日	令和8年9月3日
6. 損害賠償の額	235,400円

＜事故現場付近図＞



＜事故状況図＞



<事故車両の損傷箇所>



スライドドアの凹み及び
擦り傷



リアフェンダーの凹み及び
擦り傷